

# 公共施設における省エネルギー化対策支援業務委託 プロポーザル実施要領

## 1 委託業務の目的

本市では、これまで 2015 年度に策定した現行の上越市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)において、2022 年度までにエネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量を 10,100t-CO<sub>2</sub> 削減する目標を掲げ、2017 年度時点で 9,524t-CO<sub>2</sub> 削減してきた。

今後は、国が掲げた地方公共団体を含む「業務その他部門」における温室効果ガス削減目標(2030 年度までに 2013 年度比で 40%削減)を達成するため、2013 年度の排出量 61,427t-CO<sub>2</sub> に対し、24,556t-CO<sub>2</sub> の削減に向け、残りの 15,032t-CO<sub>2</sub> 削減を目指す。

そのため、本業務では環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」(地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業)を活用し、公共施設の省エネ化を推進していくため、モデル施設に対して、省エネ高効率設備の導入を実施し、設備運用状況を把握・整理した結果から、効果的な運用改善対策を立案し、設備導入と組み合わせその効果の最大化を図ることを目的とする。

加えて、本業務の実施内容を基に、継続的に CO<sub>2</sub> 削減に取り組むことが可能となるよう、モデル施設等における運用改善の実施手順をとりまとめ、他の市有施設への展開が可能となるようノウハウの蓄積を図るものとする。

## 2 委託業務の概要

### (1) 名称

公共施設における省エネルギー化対策支援業務

### (2) 内容

「公共施設における省エネルギー化対策支援業務仕様書」(以下「仕様書」という。)に記載のとおり。ただし、契約時における仕様書は、契約候補者として選定された事業者の企画提案内容に応じて、仕様を変更することがある。

### (3) 履行期間

契約締結日(交付決定通知受領後)～令和 2 年 2 月 12 日(水)

(4) 予算上限額

全体業務費		97,963 千円 (税込)
業務費内訳	高田図書館	57,088 千円 (税込)
	ユートピアくびき希望館	14,980 千円 (税込)
	雁木通りプラザ	25,895 千円 (税込)

上記の施設別業務費の範囲内で企画提案を行うこと。この予算には、令和元年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）の補助対象外経費である既存設備の撤去等、その他業務に要する経費も含むものとする。

(5) 契約

本業務は、環境省の補助事業である二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）を活用して行うため、本補助金の交付決定後に契約を締結するものとする。

3 プロポーザル方式により事業者選定を行う理由

本業務は、環境省の補助事業である二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）を活用し、CO<sub>2</sub>削減目標達成に向け、モデル施設に省エネ機器の設備更新を行い、設備更新による効果の検証、調査・分析を行うものである。

また、導入する省エネシステムにおける空調設備等の新設・更新のモデルケースを構築するため、限られた予算内で最大限の CO<sub>2</sub> 排出抑制効果と、削減効果を継続的に発揮させていくための取組のノウハウを確立し、他の市有施設への展開手法についても検討を行うものである。

上記の要件を達成するためには、空調及び照明設備等に係る高い技術力に加え、市にとって CO<sub>2</sub> 削減に有効となる具体的な運用改善策を合わせて検討することが可能な事業者からの提案を広く公募する必要があることから、公募型プロポーザル方式による事業者の選定を行うものである。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、プロポーザル参加申込日現在において、次の各号の要件を全て満たす者とする。

(1) 応募者

①応募者は、本業務を行う能力を有する単独企業又は複数の企業で構成される企業グループとする。

②企業グループで応募する場合は、本市との連絡窓口となる企業グループの代表者を選出するものとする。また、本業務についての構成員の役割を明確にし、代表者は本プロポーザルの提案に必要な諸手続きを行うものとする。代表者は本市の契約の相手方になる企業であり、代表者以外の構成員は、代表者から直接業務を受託又は請け負う者とする。

(2) 応募者の資格要件

①応募者（企業グループの場合は代表者）は申し込み時点において、上越市建設工事入札参加資格審査規程（平成元年1月31日告示第7号）に基づく建設工事入札参加資格者名簿における建設工事の種類のうち、「電気工事」及び「管工事」に登載されている者であること。

②本業務に係る業務を十分に履行できるものであること。

③建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に基づく建設業許可のうち、「電気工事」及び「管工事」について特定建設業許可を受けていること。ただし、企業グループについては、代表者が上記の特定建設業許可を受けていれば要件を満たすものとする。

(3) 参加資格の制限

次のいずれかに該当する場合は、応募者になることができない。

（企業グループの場合は、全ての構成員を含む。）

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する場合。

②本市が行う建設工事等の請負、物品の購入、製造の請負及び役務の請負の競争入札において、入札参加資格停止措置を受けている場合。

③会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続の申立ての事実があるもの。

④法人等の代表者が破産者、法律行為を行う能力を有しないもの、または禁固刑以上の刑（執行猶予を含む。）に処せられている場合。

⑤法人等の役員、または経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条各号に掲げる暴力団関係者、または暴力団関係者と密接な関係を有する者がいる場合。

⑥法人等が国税、または地方税を滞納している場合。

(4) 次に該当する場合は、失格とする。

①応募者の資格要件を満たさない者が書類を提出した場合

②書類に虚偽の記載があった場合

- ③書類の提出方法、提出期限、様式の枚数制限を遵守しない場合
- ④その他「公共施設における省エネルギー化対策支援業務受託に係る受託候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が不適格と認めた場合

## 5 企画提案に関する事項

### （1）提出書類

- ①参加表明書（様式第1号）
- ②企画提案書提出届（様式第2号）
- ③企画提案書（任意様式）
  - ・別添資料「モデル施設の現状と課題について」を参考に仕様書の業務内容に掲げる各事項全てについて、具体的な提案をするとともに、業務の実施手順及び実施体制、業務スケジュールを記載すること。
  - ・本業務に関する基本的な考え方を記載すること。
  - ・温室効果ガス排出量の削減効果の算定根拠、ランニングコストの削減効果の算定根拠を添付すること。
  - ・制御及び運用改善に関する具体の手法を記載すること。
  - ・企画書の提出は1社1案（企業グループにおいては構成員全てで1案）とする。
- ④事業者概要書（様式第3号）
- ⑤業務実績調書（様式第4号）
- ⑥業務担当者一覧表（様式第5号）
  - ・責任者及び担当者の業務実績等を記載すること。
- ⑦見積書及び見積内訳書（任意様式）
  - ・仕様書別添資料による機器選定にあたり、同等品を選定した場合は、それを証明（説明）する資料を添付すること（任意様式）。
- ⑧技術提案書使用許諾書（様式第6号）

### （2）提出期限

令和元年9月27日（金）午後5時（必着）

### （3）提出方法

持参又は郵送による。

郵送する場合は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。なお、持参する場合は、平日の午前8時30分から午後5時までに環境保全課に持参すること。

(4) 提出部数

正本 1 部、副本 10 部（副本については複写可とする。）

6 質問の受付及び回答

(1) 提出書類

質問票（様式第 7 号）を使用した文書によるものとする。

(2) 提出方法

F A X 又は電子メールにて担当事務局まで送付すること。

なお、F A X 又は電子メール送信後は、電話により受信確認を行うこと。  
また、公平性の観点から口頭での問い合わせは一切受け付けない。

(3) 受付期限

令和元年 9 月 13 日（金）正午（必着）

(4) 回答方法

令和元年 9 月 18 日（水）までに、回答書（様式第 8 号）にて参加事業者全員に通知する。なお、質疑を行った事業者名は公開しない。

7 現地説明会及び関連図書の閲覧

設備導入の対象 3 施設における現地説明会は実施しない。ただし、以下の日程の期間中に、対象建物における竣工図書の閲覧及び現地確認は可能である。竣工図書及び現地確認を希望する事業者は、「1 4 担当連絡先」に記載の担当者を通じて、施設管理者と調整を行い施設の運営に支障をきたさないよう十分配慮しながら竣工図書及び現地確認を行うこと。なお、現地確認時間は竣工図書の閲覧を含めて 1 施設 3 時間程度とする。

質疑については、機器導入場所の特定や施設の開館時間等、単純な事実の確認に当たる内容は現地で回答するが、それ以外のものは「6 質問の受付及び回答」により回答する。

竣工図書の閲覧及び現地確認

令和元年 9 月 6 日（金）から令和元年 9 月 13 日（金）まで

※高田図書館及びユートピアくびき希望館

午前 10 時から午後 5 時までの間。ただし、9 日（月）は対応不可。

※雁木通りプラザ

午前 10 時から午後 4 時までの間。ただし、7 日（土）、8 日（日）は対応不可。

※対応時間については、施設の利用状況により変更する場合がある（現地確認受け付け順に日時を調整して対応する）。

## 8 契約候補者の選定方法

選定委員会を設置し、当該プロポーザルによる審査を行い、契約候補者を選定する。

企画提案書の提出を受けた後にプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、評価が最も優れている事業者を第1位契約候補者として選定する（次点者も決定する。）。

選定結果については、提案者全員に対し自己の合計点、順位の結果のみ通知する。

また審査及び結果に関する質問や異議は受け付けないものとし、提案者に対し通知した選定結果以外の開示請求には応じない。

## 9 プレゼンテーション及び審査の実施

### (1) 審査方法

提出された企画書をもとに、各社によるプレゼンテーションを実施し、審査会において評価が最も優れている事業者を選定する。

### (2) プレゼンテーションの方法

企画書をもとに、口頭説明を30分以内とし、その後、質疑応答の時間を10分程度設ける。

### (3) プレゼンテーション及び審査会実施日

令和元年10月1日（火）又は10月3日（木）午後（予定）

詳細については、対象者に別途連絡する。

### (4) プレゼンテーションの際の注意事項

- ①実施時間及び会場等の詳細は、別途通知する。なお、プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書の受付順とする。
- ②プレゼンテーションで使用するプロジェクター及びスクリーンは事務局が準備するが、パソコン等は提案者において準備すること。
- ③プレゼンテーションの準備は開始時間までに行うこととし、事業者の都合により開始時間が過ぎた場合は所要時間に含める。
- ④提出した企画書の内容と著しく異なるプレゼンテーションは認めない。指定した時間に遅れる場合は失格とする。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

### (5) 審査結果

プロポーザルは、選定委員会が「公共施設における省エネルギー化対策支援業務受託者選定委員会設置要領」に基づき審査し、速やかに参加者全員にその結果を書面にて通知する。

## 1 0 審査基準及び配点

審査項目及び審査内容は次のとおりとする。

### (1) 審査基準

〈提出書類による事務局審査〉

審査項目	審査内容	配点
1 実績	同種業務の実績	20
2 実施体制等	業務遂行能力	20
	応募者の中に市内事業者の有無	20
3 見積価格	価格（積算内訳）	20
4 資格	組織の環境マネジメントシステム認証取得状況	20
合計		100

〈企画提案書及びプレゼンテーションによる委員審査〉

審査項目	審査内容	配点
5 企画提案	国の方針及び市の状況を理解した提案	20
	省エネシステムの先進性・モデル性 環境負荷低減の成果を最大限に得るための提案（導入機器の運転制御等の提案） ・省エネ設備導入に対する工夫・提案 ・施工に対する工夫・提案	30
	エネルギー起源 CO <sub>2</sub> 削減の確実性 ランニングコスト削減の確実性	20
	効果計測、検証の具体性	20
	継続的な CO <sub>2</sub> 削減に向けた支援等の具体性、実現性 ・運用改善の提案 ・維持管理の提案	30
	追加提案内容（特筆事項）	20
合計		140

### (2) 配点

①事務局審査 100点

②委員審査 140点（委員審査点数は審査員の平均点数とする。）

①と②の合計 240点とする。

※合計 120 点以上を合格点とする。ただし委員審査において標準レベル（各配点の半分の点数）以下の評価項目がある場合は、別途審査委員により合格の協議を行う。

## 1 1 契約の締結

審査結果に基づき選定し、評価が最も優れている単独企業又は企業グループ

プを第1位契約候補者と、仕様書について協議し内容を確定のうえ契約を締結する。

ただし、第1位契約候補者に選定された事業者が辞退した場合、次点者を第2位契約候補者に選定し、協議等を行うこととする。

契約金額は、仕様書の確定後に改めて見積書を徴収し決定する。なお見積金額は、本プロポーザルにおいて提示した金額を超えないものとする。

また、参加提案者が1者の場合にあっても審査を実施し、その提案内容が合格点を満たし本市が求める事業の遂行が可能と認められる場合は、その事業者を契約候補者として選定し、随意契約により委託契約を締結する。

選定後、応募者の資格要件を満たさなくなった場合又は事業体制が著しく変わった場合は、契約候補者としての資格を取り消すものとする。

## 1.2 実施スケジュール

項目	期日
実施要領の公表	令和元年9月5日(木)
質問書受付期限	令和元年9月13日(金)正午
質問に対する回答日	令和元年9月18日(水)
対象施設の図書閲覧	令和元年9月6日(金)から 令和元年9月13日(金)まで ※施設の開館状況により日時は調整
参加申請書・企画提案書等の提出期限	令和元年9月27日(金)午後5時
プレゼンテーション実施	令和元年10月1日(火)又は10月3日(木)(予定)
審査結果通知	令和元年10月8日(火)(予定)
契約締結	令和元年10月上旬

※契約締結は、環境省の補助事業である二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業)の交付決定後に行う。

## 1.3 その他

- (1) 企画提案書の作成・提出等一切の経費は、企画提案者の負担とする。また提出書類は返却しない。
- (2) 提出期限後の企画提案書の提出及び差し替えは認めない。
- (3) 本事業により得られた成果品及び全ての権利(所有権、著作権等)は、本市に帰属するものとする。
- (4) この要領に定めのない事項については、別途協議の上決定する。



#### 1.4 担当連絡先

上越市自治・市民環境部 環境保全課環境保全係 担当：大島

所在地：〒943-0804 新潟県上越市新光町1丁目8番11号

(上越保健センター2階)

電話：025-526-3496

FAX：025-526-6184

電子メールアドレス：kankyo@city.joetsu.lg.jp